

下野市情報公開・個人情報保護審査会 議事録（公表用）

審議会等名 令和3年度 第3回下野市情報公開・個人情報保護審査会
日 時 令和3年7月7日（水） 午後2時から午後4時まで
会 場 下野市役所 2階 庁議室
出席者 太田委員、小堀委員、渡邊委員、津野田委員、鈴木委員
市側出席者（事務局）総務人事課：倉井課長、平野課長補佐、奈良主査、興主査
（実施機関）なし
審査請求人 なし
公開・非公開の別（非公開）
傍聴者 なし
報道機関 なし
議事録（概要）作成年月日 令和3年8月2日

【協議事項等】

1 開 会（倉井課長）

- ・ 下野市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席があり必要な定足数を満たしていることを確認した。
- ・ 委員自己紹介

2 委員長の選考及び職務代理者の指名

- ・ 同規則第2条第1項の規定に基づき、委員の互選により、太田委員が委員長に選ばれた。
- ・ 同規則第2条第3項の規定に基づき、太田委員長より、鈴木委員が職務代理者に指名された。

3 委員長あいさつ

- ・ 引き続き同じ審議事項を調査審議することになります。新任の小堀委員にはなかなか大変だろうと想像します。再任された他の委員の皆様におかれましても、非常に大変な案件ですけれども頑張ってください。

4 議 題

(1) 下野市情報公開・個人情報保護審査会の審査会運営に関する確認事項について

ア 次のとおり審査会です承した。

- ・ 今回の審査会は、審査請求に伴う諮問に関する審査を行うため、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じることが予想されるため、非公開とする。
- ・ 審査会の議事録は、下野市審議会等の設置及び運営等に関する要綱に基づき会議概要を作成し、市ホームページに公開するとともに、総務人事課において閲覧に供する。ただし、審査請求に伴う諮問に関する審査部分は非公開とする。
- ・ 答申は、市ホームページに公開するとともに、総務人事課において閲覧に供する。ただし、市情報公開条例及び市個人情報保護条例の規定に基づき、部分公開とする場合が

ある。

(2) 令和3年度第2回審査会議事録の確認について

ア 原案どおり承認した。

(3) 令和2年度 諮問第1号の調査審議について

ア 継続審議

- ① 事務局より、前回までに該当性を判断した事項等についての説明を行いました。
- ② 事務局より、令和3年4月21日令和3年（ワ）第59号損害賠償請求事件の提訴に伴う、当審査会の判断への影響についての説明を行いました。
- ③ 諮問内容について審議が行われた。
- ④ 継続審査とした。

(4) その他

次回審査会の日程等について

次回の開催は令和3年8月2日（月） 午後2時といたします。